

登録の手引き

一般社団法人千葉県タクシー協会

注 意 事 項

【登録受付時間】 午前8時30分から午後5時30分まで

【休 日】 土曜、日曜、国民の祝日及び休業日

登録などの申請時に、申請書類の様式の違い、必要書類などの不備で申請手続きが出来ない場合がありますので、各種申請時には、十分な注意と確認をお願い致します。

※ 郵送による申請の場合は、簡易書留でお送りください。

※ 更新済みの運転者証のみ返却の場合は、普通郵便でお送りください。

※ 申請用紙はホームページからダウンロードできます。

申請用写真サイズ等の変更のお知らせ

タクシー業務適正化特別措置法の一部改正に伴い令和5年2月28日より、各種申請時の添付写真サイズについては、下記の通り変更になりました。

記

① **変更日**

令和5年2月28日以降に当該申請を行うもの

② **申請用写真サイズ**

縦六センチメートル、横四センチメートル

(単独、無帽、正面、無背景、画面の6割以上に顔が写っていること)

③ **写真を添付する登録について**

- ・「新規登録」
- ・「期限更新」
- ・「会社移動」
- ・「氏名、免許証有効期限の変更」
- ・「再登録申請」

※現在使用中の運転者証、事業者乗務証に貼付してある写真を変える必要はございません。

	改正後	改正前
運転者証	<p>第八号様式</p> <p>(裏)</p> <p>登録番号 運転者名 運転免許証の有効期限 タクシー事業者名</p>	<p>第八号様式</p> <p>(裏)</p> <p>登録番号 運転者名 運転免許証の有効期限 タクシー事業者名</p>
事業者乗務証	<p>第十三号様式</p> <p>(裏)</p> <p>許可番号 氏名 運転免許証の有効期限</p>	<p>第十三号様式</p> <p>(裏)</p> <p>許可番号 氏名 運転免許証の有効期限</p>

【問合せ先】 一般社団法人千葉県タクシー協会
登録指導部 TEL：043-215-7221

目 次

	(頁)
1. 登録申請(講習受講者)	1
2. 期限更新	2
3. 会社移動	3
4. 再交付(紛失・汚損・盗難・その他)	4
5. 運転者証の返納について	5
6. 住所・免許証番号の変更について	6
7. 氏名・免許証有効期限の変更について	7
8. 謄本(閲覧)・経歴証明について	8
9. 再登録申請	9
10. 運転免許停止処分を受けたとき	10
11. 運転免許証の取消	11
12. 運転免許証の失効	12

1. 登 録 申 請

(講習受講者)

申請時に必要な書類など

- (1) 登録申請書 (第二号様式)
- (2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明 (免許証コピー貼付)
- (4) 住民票 (申請前6ヶ月以内)
- (5) 運転者証交付願 (第二号用紙-1)

2. 期 限 更 新

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (2) 運転者証 訂正・再交付申請書 (第十号様式)
- (3) 運転免許証コピー
- (4) 住所変更のある場合は住民票 (申請前6ヶ月以内)
- (5) 登録手数料 400円
- (6) 写 真
- (7) 旧運転者証(当日持参できない場合は、後日でも可)

※ 有効期限が切れている場合は、遅延理由書が必要です。

◎ 郵送の場合、上記他必要書類

- (8) 運転免許証の原本証明書 (免許証 表・裏コピー貼付)
- (9) 運転者証等の返納に関する宣誓書(旧運転者証を同封できない場合)
- (10) 添付すべき運転者証のコピー (//)
- (11) 郵便手続きチェックシート
- (12) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

※ 更新済みの運転者証のみ返却の場合は、普通郵便で可

3. 会 社 移 動

(同じ事業所に再登録の場合含む)

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明 (免許証コピー貼付)
- (4) 住所変更のある場合は住民票 (申請前6ヶ月以内)
- (5) 登録手数料 500円
- (6) 写 真

◎ 郵送の場合、上記他必要書類

- (7) 運転免許証の原本証明書 (免許証 表・裏コピー貼付)
- (8) 郵便手続きチェックシート
- (9) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

4. 再 交 付 (紛失・盗難・汚損・その他)

申請時に必要な書類など

- (1) 運転者証 訂正・再交付申請書 (第十号様式)
- (2) 申請書類
 - ① 紛失の場合……紛失理由書
 - ② 盗難・汚損の場合……理由書
- (3) 運転免許証コピー
- (4) 登録手数料 500円
- (5) 汚損の場合は、汚損した運転者証(当日持参できない場合、後日でも可)

◎ 郵送の場合、上記他必要書類

- (7) 運転免許証の原本証明書 (免許証 表・裏コピー貼付)
- (8) 運転者証等の返納に関する宣誓書(汚損の場合で、運転者証を同封できない場合)
- (9) 添付すべき運転者証のコピー(")
- (10) 郵便手続きチェックシート
- (11) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

5. 運転者証の返納について

申請時に必要な書類など

(1) 運転者証返納届（退職日を記載）

(2) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。

※ 郵送で受付けした場合は、事業所控えとして、受付印を押印しFAXいたします。

6. 住所・免許証番号の変更について

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書（第四号様式）
- (2) 住所変更の場合 …… 住民票（申請前6ヶ月以内）
免許証に変更があった場合 …… 免許証のコピー

※ 運転免許証に変更事項が生じたときは、法第八条により「登録事項の変更等の届出」を行わなければなりません。

7. 氏名・免許証有効期限の変更について

申請時に必要な書類など

- (1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)
- (2) 運転者証 訂正・再交付申請書 (第十号様式)
- (3) 旧運転者証(当日持参できない場合は、後日でも可)
- (4) 運転免許証 (氏名変更後の免許証コピー)
- (5) 住民票 (氏名変更後のもの)・・氏名変更のみ必要
- (6) 登録手数料 400円
- (7) 写 真

◎ 郵送の場合、上記他必要書類

- (8) 運転免許証の原本証明書 (免許証 表・裏コピー貼付)
- (9) 運転者証等の返納に関する宣誓書(旧運転者証を同封できない場合)
- (10) 添付すべき運転者証のコピー(//)
- (11) 郵便手続きチェックシート
- (12) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

※ 運転免許証に変更事項が生じたときは、法第八条により「登録事項の変更等の届出」を行わなければなりません。

8. 謄本(閲覧)・経歴証明について

- ◎ 謄本は、AとBがあり、運転者の登録事項、訂正事項など過去の記録を記載したものです。

但し、運転者証返納から2年以上、運転免許証停止、失効、行政からの取り消し、申請による削除があった場合は、再登録後からの記録となります。

- ① 申請には、運転免許証が必要になり、本人による窓口での交付となります。

手数料 謄本A 100円 ・ 謄本B 100円

- ② 閲覧は、謄本内容を窓口にて、本人に閲覧していただきます。

手数料 100円

- ◎ 登録運転者業務経歴証明書は、過去5年間の記録が記載されているものです。

- ① 申請には、運転免許証が必要になり、本人による窓口での交付となります。

手数料 100円

9. 再 登 録 申 請

申請時に必要な書類など

- (1) 登録申請書 (第二号様式)
- (2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明 (免許証コピー貼付)
- (4) 住民票 (申請前6ヶ月以内)
- (5) 登録手数料 1,000円 (登録申請 500円・交付申請 500円)
- (6) 写 真

◎ 郵送の場合、上記他必要書類

- (7) 運転免許証の原本証明書 (免許証 表・裏コピー貼付)
- (8) 郵便手続きチェックシート
- (9) 返信用封筒 (簡易書留料金 切手貼付)

10. 運転免許停止処分を受けたとき

40日以上運転免許効力停止(免停、講習などによる短縮期間を含みません)があった場合は、法第十条の規定により、登録を削除しなければなりません。

申請時に必要な書類

(1) 運転免許停止処分書・期間短縮通知書(写し)

(2) 運転者証返納届

(3) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。

※ 講習を受け停止期間が短縮されても登録は削除されます。

※30日の免停(40日未満)は登録削除されませんが、停止期間中は営業ができません。運転者証は領地扱いとなり事業所で保管し、返納の必要はありません。

※60日以上免停(40日以上)で講習を受け停止期間が30日等に短縮されても削除されますので手続きをして下さい。

運転免許証の停止期間が終了したら、改めて **9.再登録申請**をして下さい。

11. 運転免許証の取消

運転免許証取消処分を受けたときは、運転者証の返納手続きをして下さい。

申請時に必要な書類など

(1) 運転免許取消処分書(写し)

(2) 運転者証返納届

(3) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。

12. 運転免許証の失効

運転免許証を失効した場合は、法第十条の規定により登録を削除しなければなりません。

申請時に必要な書類など

(1) 運転者証返納届

(2) 運転者証

運転者証が添付できない場合は、紛失理由書が必要です。